令和8年度

閲　覧　設　計　書

工　　事　　名	総合流域防災（河川）工事（大里川R8-1工区）
工　事　箇　所	いちき串木野市大里地内
河　　川　　名	大里川
工　　期	540日間

【 閲 覧 設 計 書 内 訳 】

内　　訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳（金抜） ※	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担　当　課	河川港湾課 河川砂防第二係

【留意事項】
従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。
○鹿児島県　土木部

照合確認	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ

鹿児島県　鹿児島地域振興局　建設部　河川港湾課

特記仕様書

工　事　名　：　総合流域防災（河川）工事（大里川R8-1工区）

河　川　名　：　大里川

工 事 場 所 ：　いちき串木野市大里地内

第１条　準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、下記のとおりによるものである。

⑴　土木工事共通仕様書　（鹿児島県土木部・令和８年１０月）

⑵　土木工事施工管理基準　（鹿児島県土木部・令和８年１０月）

⑶　土木請負工事必携　（鹿児島県HP掲載内容・契約時点）

⑷　工事関係書類の様式の統一化　（鹿児島県土木部長通知）

⑸　道路事業の手引きなどの各主務課で発行したもの　（鹿児島県土木部長）

⑹　その他関係法令規則等

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

第２条　施工条件明示

次の施工条件明示によるものとする

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	契約工期	・契約工期は、540日間とする。	共通仕様書 11-7-1-19	11-76	○
		・翌年度への繰越予定（○○日延長予定）⇒令和○年○○月○○日予定			―
	余裕期間	・余裕期間設定契制度の対象工事	共通仕様書 11-7-1-28	11-79	―
		・契約締結日から○○日間			
	週休２日	・「週休２日」対象工事	共通仕様書 11-7-2-8	11-82	○
	概算数量発注	・概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-14	11-72	―
		設計金額2,500万円未満　標準工期＋15日付与			―
		設計金額2,500万円以上　標準工期＋30日付与			―
	契約保証金	・契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分１以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	－	○
	前払金	・本工事には，公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第４項に規定する保証事業会社と保証契約を締結したもののみ，契約金額の前払金を各年度の対象金額の40％の範囲で支払うことができるものとする。 また，鹿児島県会計規則第84条第２項に定める要件を満たした場合には，中間前払金を対象金額の10分の２以内で支払うことができる。ただし，前払金と中間前払金との合計は対象金額の10分の６を超えないものとする。 ここでいう対象金額は各年度の請負代金支払限度額とする。各年度の請負代金支払限度額は，下記に示す範囲を目安として，発注者と協議の上，別途契約するものとする。 令和８年度　全体請負金額の概ね７％程度 令和９年度　全体請負金額の概ね81％程度 令和10年度　全体請負金額の概ね12％程度 なお，当初契約においては前記の前払金を支払うものとして一般管理費を補正してあるが，前払金を支払わない場合でも補正の率は変更しない。また，部分払いについては，各年度２回以内とする。ただし，中間前払金があるときは，部分払いは各年度の出来高予定額を超えた時に各年度１回とする。 ~~・本工事（ゼロ県債）事業については，令和○年４月○○日以降に請求することができる。~~ ※注意：余裕期間を設定した契約方式の場合，受注者は工事開始日までは前払い金を請求できない	契約書 第35条	－	○
		・中間前払金を請求することができる。			○
	部分払い	・部分払いの請求は２回以内で、前金払がある場合でも２回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	－	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・請負金額１億円以上かつ工期が６ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	○
	品質証明	・予定価格１億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	○
	監理技術者等の途中交代	・技術者の途中交代	共通仕様書 11-7-1-4	11-69	○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・請負金額4,500万円以上の工事	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
	監理技術者等の兼務	・請負金額1億円未満（建築工事2億円未満）など	土木請負工事必携		―
	現場代理人常駐	・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	土木請負工事必携		○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容	出典	頁	該当項目
現場代理人兼任（試行）	・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能３件、それぞれの工事請負金額45,000千円未満など	土木請負工事必携		―
法定外の労災保険付与	・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○
中間検査	・本工事は、中間検査を実施する工事（当初設計金額 3,000万円以上）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-17	3-5 11-73	○
	・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫，寄洲除去など） （令和6年7月24日通知　参照）			―
施工体制台帳 施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-9,10	1-8 11-71	○
熱中症対策	・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-13	11-72	○
時間的制約を受ける工事	・時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-15	11-72	―
	①工事全体で制約			―
	②現道上の工種で制約			―
	③積算しない			―
施工箇所点在	・施工箇所が点在する工事の積算方法	共通仕様書 11-7-1-22	11-76	―
	「○○地区、○○地区、○○地区」			
	一般管理費等の算出率は「○○地区」で設定			
現場環境改善 （イメージアップ）	・現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-18	11-73	○
CCUS	・建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-71	○
地域外労働者確保 （地域外経費）	・労働者確保に要する間接費の設計変更の運用マニュアル 離島の工事	共通仕様書 11-7-1-29	11-79	―
	・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (1) 三島村（全域），十島村（全域），獅子島，口永良部島， 加計呂麻島，与路島，請島の工事	特記事項	－	―
	・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (2) 上記(1)以外の離島の工事	特記事項	－	―
国土調査の基準点	・国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-80	○
電子納品	・電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
県産資材の優先使用	・県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-7	11-70	○
下請工事管内優先活用	・下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-8	11-71	○
快適トイレ	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-12	11-72	○
三者技術調整会	・本工事は、三者技術調整会を開催する工事	共通仕様書 11-7-1-21	11-76	―
	・本工事は、三者技術調整会を開催を予定していない工事			○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	情報共有システム	・情報共有システム活用対象工事（設計金額10,000千円以上）	共通仕様書 11-7-1-31	11-80	○
	危機事象時緊急連絡先	・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名：　鹿児島地域振興局建設部河川港湾課 緊急連絡先：　　099-805-7327	特記事項	－	○
	不当介入	・不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2,3	11-69	○
	環境改善（工事編）	・「環境改善実施要領（工事編）」により、工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	1-31	○
工程関係	河川区域制約	・令和○年○月○日までは、出水期であるため着手できない。	特記事項	－	―
	占用物件など	・令和○年○月○日までに、ＮＴＴ・九電電柱移設が完了予定である。 ＮＴＴ電柱（令和○年○月○日　申請済み） 九電電柱　（令和○年○月○日　申請済み）	特記事項	－	―
	部分引き渡し	・令和９年度に防護柵工事及び舗装工事を発注予定であり、発注した場合、地覆及び橋面の部分引き渡しを行う。	特記事項	－	○
	作業不能日数	・本工事の工期は、波浪等により作業不能日数を○○日見込む。	特記事項	－	―
	他工区との調整	・先行している工事の工期は、令和９年３月１７日完成を予定しており、着手は、令和９年３月１８日からとなる。 (1)先行工事：総合流域防災(河川)工事(大里川R7-1工区)　P1橋脚工事 ・別途、防護柵工事及び舗装工事を発注予定である。受注者が決まり次第、工程調整を実施すること。	特記事項	－	○
用地関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和○年○○月までに移転完了予定である。	特記事項	－	―
	工作物	・№○○～№○○までの区間は、農作物の収穫が終わる令和○年○月○日頃まで着工してはならない。	特記事項	－	―
	仮設ヤード	・本工事における○○の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難い場合は、別途協議する。 （１）場　　所： （２）期　　間： （３）復旧条件：	特記事項	－	―
公害関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型バイブロハンマによる打込み、電動式バイブロハンマによる引抜きを計画している。なお，現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。	特記事項	－	―
	水替・流入防止対策	・本工事における○○工については、○○による水替を○○日間（常時）を計画しているが、これによりが難い場合は、別途協議する。	特記事項	－	―
工事関係	ＩＣＴ活用工事	・発注者指定型（土工）5,000m3以上			―
		・受注者希望型（土工）（1,000m3以上）			―
		・受注者希望型（作業土工（床掘））			―
		・受注者希望型（土工（1,000m3未満））			―
		・受注者希望型（小規模土工（100m3以下））			―
		・受注者希望型（法面工）			―

<table>
<tr><th colspan="2">明示事項</th><th>明示内容</th><th>出典</th><th>頁</th><th>該当項目</th></tr>
<tr><td rowspan="12"></td><td rowspan="12"></td><td>・受注者希望型（舗装工）</td><td rowspan="12">試行要領</td><td rowspan="12">－</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（舗装工（修繕工））</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（付帯構造物設置工）</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（地盤改良工）</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（河川浚渫工）</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））</td><td>◯</td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（基礎工）</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（擁壁工）</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>・受注者希望型（コンクリート堰堤工）</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>コンクリート工</td><td>・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。
<table>
<tr><td>呼び強度</td><td>スランプ</td><td>空気量</td><td>粗骨材最大粒径</td></tr>
<tr><td>50N/mm²</td><td>12㎝</td><td>4.5%</td><td>20mm</td></tr>
<tr><td>使用工種</td><td>水セメント比</td><td>セメントの種類</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>主桁</td><td>50%</td><td>早強</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>呼び強度</td><td>スランプ</td><td>空気量</td><td>粗骨材最大粒径</td></tr>
<tr><td>30N/mm²</td><td>12㎝</td><td>4.5%</td><td>20mm</td></tr>
<tr><td>使用工種</td><td>水セメント比</td><td>セメントの種類</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>横組工</td><td>50%</td><td>早強</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>呼び強度</td><td>スランプ</td><td>空気量</td><td>粗骨材最大粒径</td></tr>
<tr><td>24N/mm²</td><td>12㎝</td><td>4.5%</td><td>20mm</td></tr>
<tr><td>使用工種</td><td>水セメント比</td><td>セメントの種類</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>張出し床版工・地覆工・親柱工</td><td>55%</td><td>普通</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>呼び強度</td><td>スランプ</td><td>空気量</td><td>粗骨材最大粒径</td></tr>
<tr><td>24N/mm²</td><td>12㎝</td><td>4.5%</td><td>20mm</td></tr>
<tr><td>使用工種</td><td>水セメント比</td><td>セメントの種類</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>橋台躯体工</td><td>55%</td><td>高炉</td><td></td></tr>
</table></td><td>特記事項</td><td>－</td><td>◯</td></tr>
<tr><td>スランプ</td><td>・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について</td><td>共通仕様書
11-7-2-9</td><td>11-83</td><td>◯</td></tr>
<tr><td>シラスコンクリート２次製品</td><td>・シラスコンクリート間知ブロック，・シラスコンクリート大型積ブロック，・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（Ｂ型），・シラスコンクリート落蓋Ｕ型溝及び蓋版（縦断用），・シラスコンクリート落蓋Ｕ型溝（横断用），・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型），・かぶせ蓋式Ｕ型側溝及び蓋版（道路用・水路用）</td><td>共通仕様書
11-7-2-6</td><td>11-82</td><td>ー</td></tr>
<tr><td></td><td>交通誘導警備員</td><td>・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示</td><td>共通仕様書
11-7-1-20</td><td>11-76</td><td>ー</td></tr>
<tr><td></td><td>工事用道路関係</td><td>・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道　○○○線⇒市道○○線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。</td><td>特記事項</td><td>－</td><td>ー</td></tr>
</table>

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
		・○道○○号は、○○市との協議の結果、○○ｔ以上の工事車両は通行してはならない。	特記事項	－	―
		・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため１日○○回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。	特記事項	－	―
	仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W=○○m、延長L=○○mで計画している。これにより難い場合は、別途協議するものとする。	特記事項	－	―
	工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」	特記事項	－	○
		・「第１次国土強靭化実施中期計画」追加看板			―
	仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和○○年○○月○○日とする。	共通仕様書 11-7-1-27	11-79	―
		・本工事で設置した足場は、引き続き発注される○○工事（令和○年○月発注予定）及び○○○工事（令和○年○月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。			―
	ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について （対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。）	共通仕様書 11-7-2-3	11-81	○
	過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について	共通仕様書 11-7-2-2	11-80	○
	クレーン類の賃料	・ラフテレーンクレーン，トラッククレーン及びクローラクレーン4.9ｔ吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン，トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4.9ｔ吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。	特記事項	－	○
	遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-73	○
	鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	共通仕様書 11-7-2-7	11-83	○
建設副産物	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入れ場所： 処分場名： 運搬距離：　　ｋｍ その他：	共通仕様書 11-7-1-23	11-78	―
	建設リサイクル法 ①分別解体等の方法 ※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。	工程 / 作業内容 / 分別解体等の方法（※） ①仮設 / 仮設工事 □有 ■無 / □手作業 □手作業・機械作業の併用 ②土工 / 土工事 □有 ■無 / □手作業 □手作業・機械作業の併用 ③基礎工事 / 基礎工事 □有 ■無 / □手作業 □手作業・機械作業の併用 ④本体構造 / 本体構造の工事 □有 ■無 / □手作業 □手作業・機械作業の併用	共通仕様書 11-7-1-23 鹿児島県における再生資材活用工事実施要領（土木）	11-77 －	○

明示事項	明示内容				出典の運用	頁	該当項目
②再資源化等をする施設の名称及び所在地	⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			
再生資源の利用	資材名		規　格	備　考 （使用箇所）	共通仕様書 11-7-1-23	11-77	ー
	再生加熱アスファルト混合物		Ａｓ量　▲%密粒再生				
	再生切込砕石（かごしま認定リサイクル製品）		RC-40(30)				
建設発生土の利用	・○○に使用する土は○○工事の建設発生土を使用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-24	11-78	ー
建設汚泥処理土の利用	・○○に使用する土は再資源化施設で製造・販売されている建設汚泥処理土（第２種）を使用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-23	11-77	ー
	・○○に使用する土は○○工事の建設汚泥処理土を利用するものとする。 ※他工事からの流用の場合は環境部局の確認が必要						ー
建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-23	11-77	ー
①指定副産物	コンクリート						
	アスファルト						
	木くず						
②一般廃棄物	刈草・選定枝葉						
建設汚泥の再生利用 ①処理概要	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-23	11-77	ー
②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-23	11-77	
	品質基準	コーン指数					
	生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）					
		特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）					
建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-23	11-77	ー
②受入時間	○○処分場：○○時○○分～○○時○○分 エコパークかごしま：○○時○○分～○○時○○分						
③その他 仮置き等必要条件							
舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について				共通仕様書 11-7-1-26	11-78	ー

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	根株，伐採木等の利用 発生工事 利用工事	保管場所：○○市○○町○○地内	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	―
		・○○市○○町○○地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。			―
その他	関係機関との協議	・本橋には、通信ケーブル及び水道管の設置が予定されているため、各管理者(NTT・いちき串木野市)と工程調整を行い、施工を行うものとする。	共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-82	○
	施工体制点業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。	共通仕様書 11-7-2-4	11-82	―
	路上工事の縮減	・路上工事縮減に関する行動計画	特記事項	－	
		①お盆			○
		②年末年始			○
		③交通への影響が大きい期間（祭り，イベント等）			○
	漁協権者との調整	・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について説明し、河川工事の理解と協力を得ること。	特記事項	－	―
	工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。	共通仕様書 1-1-1-18	1-12	―
		現場発生品名 / 引渡場所			
	支給材料及び貸与品	・本工事における支給品は，下記のとおりとする。	共通仕様書 1-1-1-17	1-11	―
		支給品名 / 規格 / 数量・単位 / 支給場所			
	部分使用	・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第34条により下記について部分使用する場合がある。その際は，受注者の承諾を得るものとする。 （1）部分使用範囲：地覆及び橋面 （2）目的：別途発注予定の防護柵工及び舗装工の施工のため （3）部分使用期間：未定（工程調整のうえ、決定する。）	契約書 第34条	－	○

第３条　その他

1　（契約数量）

この工事の契約数量は、設計図書及び数量総括表のとおりとする。この数量に変更を生じた場合は、発注者及び受注者協議の上、契約変更の対象とする。
ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

2　（出来形確認）

受注者が工事の完成を通知するまでの間において、現場代理人又は主任技術者等の立会いのもと、最終出来形確認を実施するものとする。

3　（長期休暇期間の連絡体制等）

工事の期間が年末年始、長期連休期間、盆休み、その他長期休暇中に係る場合は、事前にその期間の管理体制、緊急連絡体制について記した書類を提出すること。
また、警報発令等の悪天候後は、現場巡回を行い、結果を連絡すること。

4　（ゴム製品等の品質確認等）

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。別表参照。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

※以下はゴム製品等に求められる機能に応じて記載すること
なお、必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率 （硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

（別表）　※代表的な製品例である

製品及び材料名	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め（ガードコーン） 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

5　（ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い）

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

6 （落橋防止装置等の溶接種別の確認等）

受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」）の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、土木工事共通仕様書「1-1-1-3 設計図書の照査等 2.設計図書の照査」に準ずるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査に当たっては、別添の（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（平成27年12月25日付）を踏まえて実施するものとする。

また、受注者は外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認するものとする。

7 （落橋防止装置等製作工）

工場で行う落橋防止装置等の製作については、以下によるものとする。

(1) 土木工事共通仕様書「3-2-12-3 桁製作工」に準じて行うものとする。

(2) 溶接検査について

①受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記するものとする。

②受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。

③内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。

なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。

④落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。

⑤受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の検査会社として使用する場合、超音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社から検査要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載された全ての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出することを求めるものとする。ISO9001を取得している検査会社を使用する場合においても同様とする。

なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成27年12月22日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成27年12月22日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。（以下同じ。）

(3) 溶接施工について

①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、当該分野についてISO9001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。

②受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載された全ての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出することを求めるものとする。ISO9001を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。

③受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。

(4) 抜き打ち非破壊試験検査について

本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。よって、受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに監督職員に報告するものとし、塗装等の実施については監督職員の承諾を得るものとする。

また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。

(5) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載するものとする。

8 **（検査等に合格した場合における瑕疵担保の取扱い）**

検査（中間検査、完成検査及び出来形検査）、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

9 **（産業廃棄物税）**

本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

10 **（支障物件）**

着工前測量により嵩上げ切り下げ等が必要なマンホール等については、調査を行い速やかに監督職員へ報告すること。

11 **（各種様式及び要領等）**

本特記仕様書内の各種様式及び実施要領等について、詳細を記載していないものは、鹿児島県ホームページ（>分類から探す> 社会基盤> 公共事業> 技術管理・検査）から取得できる。

12 **（工事履行報告書）**

毎月25日までに、月末時点における工事履行報告書及び工事進捗状況写真（全景又は代表部分）を監督職員へ提出すること。

13 **（環境改善実施要領（工事編）について）**

工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事現場編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

14　（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）

(1)　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
(2)　試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和６年３月14日付け技術管理室長通知）に基づき行うものとする。
(3)　「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和６年３月14日付け技術管理室長通知）は、鹿児島県ホームページから取得できる。

15　（工事現場の現場環境改善）（※港湾・漁港工事は対象外）

(1)　工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。
(2)　現場環境改善については、別表の内容のうち、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつの合計４つの内容を基本として実施すること。
(3)　現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。
(4)　現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。
(5)　工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。
(6)　工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。

［別表－１］

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	１　昇降設備の充実 ２　環境負荷の低減 ３　ＩＣＴ設備の充実 ４　作業負荷の低減
営繕関係	１　現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ２　労働宿舎の快適化 ３　現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ４　衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	１　工事標識・照明等安全施設の充実 ２　盗難防止対策 ３　健康関連施設の充実 ４　野生生物・害虫対策等
地域連携	１　広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、ＰＲ看板等） ２　見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ３　社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） ４　現揚景観向上（美装化・デザイン看板等）

［別表－２］

現場環境改善実施内容に関する名称	損耗率
緑化・花壇、完成予想図、工法説明図、工事工程表 パンフレット・工法説明ビデオ	100%(箇所)
デザイン工事看板	10%(/月)
ライトアップ施設	8%(/月)
電光式標識	4%(/月)
備品類	2%(/月)

（注）１　上表は工事場所、工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
　　２　類似品は、上表損耗率を準用できる。
　　３　一工事において、損耗率が100%を超える場合は、上限値は100%とする。
　　４　設置月数は、工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（２捨３入）とする。
　　ただし、15日未満は0.5ヶ月とする。

現場環境改善　実施（変更）計画書

工事名：令和○○年度○○○○○工事（○○工区）

①率計上分

項　目	現場環境改善を含んだ額 A	共通仮設費計上額 B	差額 C	損耗率 D	数量 N	月数 M	金額
記入例							
購入品	A 100,000	B 60,000	A-B 40,000	D 50%	N 1	M 1	C*D*N*M 20,000
リース品	A 200,000	B 120,000	A-B 80,000	- ―	N 1	M 1	C*N*M 80,000
小計							100,000
仮設備関係							
			0				0
小計							0
営繕関係							
			0				0
小計							0
安全関係							
			0				0
小計							0
地域連携							
			0				0
小計							0
合計							0

②積上げ計上分

項　目							金額
その他　積上げ費用							
小計							0

③積上げ計上分（熱中症対策・防寒対策）

項　目							金額
熱中症対策・防寒対策に関する費用							
小計							0
上限額（現場環境改善費（率分）の１００％）							
計上額							0

注：③積上げ計上（熱中症対策）を実施する場合は、別途発注者と協議すること。

合計	0

16 **（建設現場における「快適トイレ」設置の試行について）**

本工事は、鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。
受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。
快適トイレを設置する場合は、「鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領」に基づき行うものとする。
なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。

17 **（路上工事の縮減）**

路上工事縮減に関する行動計画（平成17年５月27日　九州幹線道路協議会において策定）において、下記期間については原則として路上工事を行わないこととなっている。
ついては、下記期間に工期が設定されている場合は原則工事を中止するものとし、やむを得ず工事を実施する場合は事前に工事打合簿により理由等を明記の上、監督職員と協議するものとする。

(1)ゴールデンウィーク	Ｒ９．４.28(水)22時～Ｒ９．５．６(木)9時
(2)お盆	Ｒ９．８．６(金)22時～Ｒ９．８.16(月)9時
(3)年末年始	Ｒ９.12.28(火)22時～Ｒ10．１．４(火)9時
・抑制期間（年度末）	Ｒ10．２.29(火)22時～Ｒ10．４．１(土)9時

18 **（その他）**

工事完成図書に、「下請業者使用実績報告書」及び「建設資材使用実績報告書」の紙媒体を添付するとともに、電子データ（Excelﾃﾞｰﾀ）を電子納品すること。